

評価機関へのヒアリング結果

ヒアリング対象：（独）大学改革支援・学位授与機構
（公財）大学基準協会
（公財）日弁連法務研究財団

ヒアリング期間：令和7年8月19日～令和7年8月28日

-
1. 分野別認証評価の意義について
 2. 4巡目評価における変更点について（令和2年事務連絡）
 3. 4巡目評価における変更点について（令和2年事務連絡以外）
 - 4-1. 認証評価に対する課題認識について（各論）
 - 4-2. 認証評価に対する課題認識について（総論）
 5. 評価結果のばらつきについて
 6. 重要と考える評価基準について
 7. 不要と考える評価基準について
 8. 評価機関独自の基準について
 9. 他の評価機関を参考にしているかについて
 10. 他の評価制度を参考にしているかについて
-

1. 分野別認証評価の意義について

法科大学院の質保証に当たって、認証評価がこれまで果たしてきた役割についてどう考えるか。
(どのようなところに法科大学院における分野別認証評価の意義があると感じているかについて)

(独)大学改革支援・学位授与機構

- 教育活動・内部質保証に対して、一定の役割を果たしてきた
- 改善を要する大学に対して、対応状況報告書を提出させることで、効果的に改善を促すことができた
- 各大学の優れた点や特色・個性を把握できた

(公財)大学基準協会

- 法科大学院基準への適合状況を総合的に判断することで、各種法令の遵守状況を確認するだけではなく、法科大学院自らの理念・目的に応じた多様な発展を支援してきた
- 各法科大学院が司法試験合格率等の情報を基に自主的・自律的に教育改善に取り組むことを求め、各法科大学院における内部質保証の取組が一定の定着を見ている

(公財)日弁連法務研究財団※

- 財団の認証評価の特徴である3日にわたる現地調査の中で、授業見学、採点答案の確認、受審校との綿密な意見交換等を実施しており、そういった点に当財団による分野別評価の意義があると考えている

※認証評価事業部事務局限りの意見となります。

2. 4巡目評価における変更点について

現在、第4巡目の法科大学院における分野別認証評価が実施されているが、「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性について」（令和2年6月17日中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会。以下「令和2年事務連絡」という。）を受けて、どのような変更を行ったか。また、未実施事項がある場合、その理由について教えていただきたい。

(独)大学改革支援・学位授与機構	(公財)大学基準協会	(公財)日弁連法務研究財団※
<ul style="list-style-type: none">重点的な評価項目の設定評価基準の簡素化年次報告書の廃止各大学の自己点検・評価の結果に状況に応じた評価の実施 <p>事務連絡事項で未実施のものはない</p>	<ul style="list-style-type: none">形式的な評価の効率化教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価過去の評価結果や客観的な指標に基づく評価対象校の重点化評価基準・評価資料の簡素化など	<ul style="list-style-type: none">受審校の内部質保証の仕組みが一定程度機能し、教育の質が一定程度担保されていると認めた受審校について特色を重視した評価を行い、それ以外の受審校について通常の評価を行う運用を開始した現地調査前の資料開示自己点検・評価報告書の簡易化 <p>事務連絡事項で未実施のものはない</p> <p>※認証評価事業部事務局限りの意見となります。</p>

3. 4巡目評価における変更点について

第4巡目の法科大学院における分野別認証評価を実施するに当たり、令和2年事務連絡を受けた改善以外に、どのような変更を行ったか教えていただきたい。

(独)大学改革支援・学位授与機構	(公財)大学基準協会	(公財)日弁連法務研究財団※
<ul style="list-style-type: none">• 会議・授業視察・意見聴取等でWebを活用• 前回の認証評価から変更のない項目は、前回の資料や結果で代替	<ul style="list-style-type: none">• 点検・評価報告書の根拠資料の電子データ化等の負担の軽減	<ul style="list-style-type: none">• Web会議の実施• 自己点検・評価報告書及び関連資料の提出の電子化• 現地閲覧資料の閲覧の電子化• 自己点検・評価報告書フォーマットの書式変更に伴う受審校の負担軽減化 等多数あり

※認証評価事業部事務局限りの意見となります。

4-1. 認証評価に対する課題認識について（各論）

評価機関が負担と感じていることがあればどのような点か。（評価者の確保、評価の実施に向けた研修、実地調査、財政面等）

(独)大学改革支援・学位授与機構	(公財)大学基準協会	(公財)日弁連法務研究財団※
<ul style="list-style-type: none">• 評価委員の確保• 実地調査は、対面だから分かる観点もあるため、要否の意見は分かれるところ	<ul style="list-style-type: none">• 評価委員の確保• 評価者研修の実施• 財政面の確保	<ul style="list-style-type: none">• 評価員の確保(ジェンダー、年齢、研究者・実務家のバランス保持の観点) <p>※認証評価事業部事務局限りの意見となります。</p>

4-2. 認証評価に対する課題認識について（総論）

4-1のほか、総論として、課題認識があれば教えていただきたい。

(独)大学改革支援・学位授与機構	(公財)大学基準協会	(公財)日弁連法務研究財団
<ul style="list-style-type: none">内部質保証は引き続き評価すべき評価結果に応じて調査項目を簡易化することも考えられる	<ul style="list-style-type: none">評価の簡易化・スリム化大学側の負担軽減	-

5. 評価結果のばらつきについて

現状の認証評価において評価機関内においてもばらつきがあるとの指摘があるが、この点について問題意識があるか教えていただきたい。もし、問題意識を持っている場合、対応策として講じていること、もしくは、解決方法として検討している点があれば教えていただきたい。

(独)大学改革支援・学位授与機構	(公財)大学基準協会	(公財)日弁連法務研究財団※
<ul style="list-style-type: none">評価部会・運営連絡会議において横並びを確認することで、ばらつきを抑制している評価委員が評価した内容を事務方が評価結果の原案として取りまとめることにより、横並びの確認ができている	<ul style="list-style-type: none">どのような場合に不適合判定となるかを具体化して公表することが重要であると考えており、この点については第5巡目のサイクル移行時に着手したいと考えている	<ul style="list-style-type: none">受審校から、評価にばらつきがあると指摘を受けた事実はない(現地調査において、受審校の教育の在り方を重視した調査を行っているため、場面によって質問事項が異なることはあり得るが、それは必要なことであると認識している)ばらつき防止のための対策としては、年次・サイクルごとに評価委員会、認証評価会議で横並びの確認をしている <p>※認証評価事業部事務局限りの意見となります。</p>

6. 重要と考える評価基準について

法科大学院の質保証に当たって、重要な分野別認証評価基準はどの点と考えるか教えてください。

(独)大学改革支援・学位授与機構	(公財)大学基準協会	(公財)日弁連法務研究財団※
<ul style="list-style-type: none">「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性」において、「実質的かつ重点的な評価を行うべき項目の例(※1)で示された項目。図書資料・教員人事・予算配分等は、法科大学院の体制整備の一環として重要	<ul style="list-style-type: none">「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性」において、「実質的かつ重点的な評価を行うべき項目の例」として示された4点(※1)はいずれも重要このほか、法科大学院の理念に基づく教育を、各大学のポリシーに基づいて実施できているか等に係る評価も重視すべき	<ul style="list-style-type: none">基準は、法令由来基準、追加基準A、追加基準B(※2)の3つに分類し、法令由来基準・追加基準Aを重要視し、1つでも満たさないものがあつた場合は不適合と判断している <p>※認証評価事業部事務局限りの意見となります。</p>

(※1)

- ・入学者選抜における適正及び能力の評価等及び判定
- ・論述の能力を含む法曹に必要な学識等の涵養に向けた授業の方法
- ・学修の成果に係る評価や修了の認定
- ・認定法曹養成連携協定において連携法科大学院が行うこととされている事項の実施状況

(※2)

- 法令由来基準 : 設置基準等の法令に由来する評価基準
- 追加基準A : 法令由来基準以外で重要な評価基準
- 追加基準B : 法令由来基準及び追加基準A以外で充足すべき評価基準

7. 不要と考える評価基準について

優先度が低い（不要）と感じる分野別認証評価基準があれば、教えていただきたい。

(独)大学改革支援・学位授与機構	(公財)大学基準協会	(公財)日弁連法務研究財団※
<ul style="list-style-type: none">機関別認証評価と重複する項目（施設設備・学生支援等）実務家教員を専任教員等と同様の並びで評価する必要があるかは検討の余地がある	<ul style="list-style-type: none">重複感のある評価基準については、整理の可能性が考えられる	<ul style="list-style-type: none">必要な基準に基づき評価を行っているため、不要な基準があると考えていない。 <p>※認証評価事業部事務局限りの意見となります。</p>

8. 評価機関独自の基準について

現行の法科大学院に係る分野別認証評価基準として、認証評価機関独自の評価基準・項目をどのように設定しているのか教えていただきたい。（理念・目的・評価機関内プロセス等）

(独)大学改革支援・学位授与機構	(公財)大学基準協会	(公財)日弁連法務研究財団※
<ul style="list-style-type: none">関係法令(細目省令だけでなく、連携法、学校教育法、設置基準等)に規定されている事項のみ設定している	<ul style="list-style-type: none">法科大学院基準は法令要件のみならず、各法科大学院の理念・目的に沿った取組や内部質保証を重視するよう設定しているため、細目省令に合致しない評価項目が含まれているまた、各種施行通知も参考にしている	<ul style="list-style-type: none">連携法・設置基準等に加えて、当財団が法曹養成教育に必要なかつ有益と考える基準を含めている具体的には、法曹に必要なマインドスキルの養成などを独立の基準としている <p>※認証評価事業部事務局限りの意見となります。</p>

9. 他の評価機関を参考にしているかについて

分野別認証評価基準や、評価の方法について他の評価機関のものを参考にしたり、意見交換等を実施しているか教えていただきたい。もし意見交換等を実施している場合、その結果対応したことがあれば教えていただきたい。

(独)大学改革支援・学位授与機構	(公財)大学基準協会	(公財)日弁連法務研究財団※
<ul style="list-style-type: none">参考にしていない評価機関ごとに評価に対するスタンスが異なるため、協議を行うことは難しいと考える	<ul style="list-style-type: none">評価基準の改正時においては、他の認証評価機関の評価基準や評価方法に加え、各種様式等を参考とする、他の認証評価機関の説明会に参加するなどの取組を行っている	<ul style="list-style-type: none">実施していない <p>※認証評価事業部事務局限りの意見となります。</p>

10. 他の評価制度を参考に行っているかについて

法科大学院公的支援見直し・加算プログラムの評価結果を参照するなど、他の評価を参考に行っていることがあれば教えていただきたい。

(独)大学改革支援・学位授与機構	(公財)大学基準協会	(公財)日弁連法務研究財団※
<ul style="list-style-type: none">行っていない	<ul style="list-style-type: none">行っていないが、大学が提出する点検・評価報告書の中で言及があれば、適宜その内容を参考に行っている	<ul style="list-style-type: none">行っていない <p data-bbox="1404 903 1949 929">※認証評価事業部事務局限りの意見となります。</p>